

安曇野市公民館の使用料減免に関する減免率の基準

| 区分 | 減免率 | | 備考 | |
|---|--------------------|-----------|---|--|
| | 会議室等使用料 | 設備及び備品使用料 | | |
| 1 安曇野市又は安曇野市教育委員会が利用する場合 | 100分の100 | 100分の100 | 安曇野市が加入する組織又は団体を含む。 | |
| 2 安曇野市又は安曇野市教育委員会が共催する場合 | 100分の100 | 100分の100 | | |
| 3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館が主催する事業で利用する場合 | 100分の100 | 100分の100 | 同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。 | |
| 4 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために利用する場合 | 100分の100 | 100分の100 | 認定こども園とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設をいう。 | |
| 5 市内の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定する法人が公益事業のために利用する場合 | 100分の100 | 100分の100 | | |
| 6 安曇野市教育委員会が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援活動のために利用する場合 | 100分の100 | 100分の100 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年とは、中学生以下の者をいう。 ・ 同一団体の利用の減免措置は、週3回までとする。ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができない。 ・ 大会、講習会、発表会での同一団体の利用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。 | |
| 7 安曇野市スポーツ協会又は加盟団体が利用する場合 | (1) 会議、教室又は練習 | 100分の100 | 100分の100 | 同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。 |
| | (2) 大会、講習会又は発表会 | | | 同一団体の利用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。 |
| | (3) 青少年の健全育成のための大会 | 100分の100 | 100分の100 | |

| | | | | |
|---|--------------------|----------|----------|--|
| 8 市内の芸術文化協会又はその加盟・加入団体並びに安曇野市教育委員会が認めたボランティア団体が利用する場合 | (1) 会議、教室又は練習 | 100分の100 | 100分の100 | 同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。 |
| | (2) 大会、講習会又は発表会 | 100分の100 | 100分の100 | 同一団体の利用の減免措置は、年度2回までとする。ただし、年度の合計で16時間を超えて減免措置を受けることができない。 |
| | (3) 青少年の健全育成のための大会 | | | |
| 9 安曇野市教育委員会が認めた団体が、社会教育の振興に資する活動で利用する場合 | | 100分の50 | 100分の50 | 同一団体の利用の減免措置は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を超えて減免措置を受けることができない。 |
| 10 障害者基本法第2条に規定する障害者及びその介助者が利用する場合 | | 100分の100 | 100分の100 | |

備考

1回とは、1日のうち連続して利用した時間帯をいう。